

北上市告示甲第51号

奥州・北上・金ヶ崎・西和賀定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱（平成27年北上市告示甲第34号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月8日

北上市長 八重樫 浩文

改正前	改正後
(委員の任期) 第4条 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、再任を妨げない。 2 [略]	(委員の任期) 第4条 委員の任期は、 <u>2年以内</u> とする。ただし、再任を妨げない。 2 [略]
(座長及び副座長) 第5条 [略] 2 [略] 3 座長は、会務を総理し、 <u>懇談会を代表する。</u>	(座長及び副座長) 第5条 [略] 2 [略] 3 座長は、会務を総理し、 <u>懇談会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。</u>
4 [略] (会議) 第6条 <u>懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。</u> 2 <u>懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u> 3 [略]	4 [略] (会議) 第6条 <u>会議は、奥州市長及び北上市長が招集する。</u> 2 <u>会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u> 3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。